

議 長 日程第11「認定第9号令和元年度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 後期高齢者医療制度は75歳以上の方と65歳から74歳で一定の障がいがあると認定された方が対象となります。保険料の決定や医療の給付などは、神奈川県後期高齢者医療…（「簡単でいいよ。」の声あり）広域連合が行っておりますが、申請や相談などの窓口事務や保険料の収納については町が行っております。

それでは、372ページ、実質収支に関する調書を御覧ください。1、歳入総額1億8,200万6,826円。2、歳出総額1億7,752万4,534円。3の歳入歳出差引額は448万2,292円でございます。

歳入歳出決算事項別明細書にて説明させていただきます。次の374、375ページを御覧ください。歳入でございます。款の1、項の1、目の1、後期高齢者医療保険料につきましては、収入済額1億4,556万3,690円、収納率は全体で99.47%、前年度比較0.13ポイントの増となっております。現年度分の収納率は99.86%、滞納繰越分の収納率は22.98%でございます。不納欠損額6万6,230円は時効成立によるものが9件、3名でございます。うち1名は生活保護受給者でございます。収入未済額は70万9,120円でございます。令和2年4月から現在までの滞納繰越分の収納状況につきましては、令和2年8月末で21万2,880円を収納しております。今後も引き続き収納率の向上に努めてまいります。

款の2、使用料及び手数料、項の1、手数料、目の1、督促手数料は、1件200円、132件分でございます。

款の3、繰入金、項の1、目の1、一般会計繰入金の収入済額2,450万5,704円でございます。内訳は、低所得者の保険料軽減分を公費で補填する保険基盤安定制度繰入金、事務にかかる経費として事務費繰入金、糖尿病性腎症重症化予防事業及び人間ドック補助事業にかかる事務費繰入金でございます。

次に、款の4、項の1、目の1、繰越金。平成30年度決算の余剰金を繰り越したもので…（「簡単でいいですよ。」の声あり）はい。1,175万3,205円でございます。（「主立ったものでいいよ。」の声あり）はい。

款の5、諸収入は、延滞金9件、4人分となっております。

次の376、377ページを御覧ください。項の2、目の1、雑入。こちらは前年度に町が支払った保険料の精算分を還付金として後期高齢者医療広域連合から受け入れたものでございます。

次の378、379ページを御覧ください。歳出でございます。款の1、総務費、歳出済額32万5,350円は、被保険者証の発行や郵送料など、一般的な事務にかかるものや保険料の決定通知書発送に伴う経費でございます。

款の2、後期高齢者医療広域連合納付金につきまして、支出済額1億7,657万3,152円は、保険基盤安定負担金と被保険者から徴収しました保険料を広域連合へ納付したものでございます。

款の3、諸支出金につきましては、過年度の保険料にかかる還付金で、年金特別徴収者の転出や死亡に伴う還付13件でございます。

款の4、保険事業につきましては、人間ドック補助金を1件につき2万円、23件分を交付いたしました。

次の380、381ページを御覧ください。平成30年度から国保会計で実施しております糖尿病性腎症重症化予防事業を、令和元年度は後期高齢者も併せて実施いたしました。

款の5、予備費につきましては、一般管理経費の人間ドック補助金へ充用いたしました。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしく願います。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

質疑なしとのお声ですが、質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。認定第9号令和元年

度松田町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。